平成２７年（フ）第１９７４号
千葉県千葉市美浜区打瀬３丁目６　ミラマール３番館710
破産者　阿部　憲幸
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１９８０号
東京都江戸川区春江町５丁目23―127
破産者　星野　信敬
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１９８１号
東京都江戸川区春江町５丁目23―127
破産者　星野美代子
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１９８７号
埼玉県三郷市東町177―１―205
破産者　阿藤　孝宏
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０１４号
東京都杉並区下高井戸５丁目21―32―103
破産者　佐藤　信二
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０１６号
東京都荒川区東日暮里６丁目41―10―402
破産者　淺野　　陞
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０８０号
東京都台東区西浅草２丁目17―10―１Ｆ
破産者　北川　康夫
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０８１号
東京都台東区西浅草２丁目17―10―１Ｆ
破産者　北川　静子
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０８８号
東京都大田区大森東５丁目２―２　弐番館301
破産者　奥山　光明
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１２３号
東京都北区神谷１丁目28―12―502　ライオンズマンション東十条第２
破産者　田中　千尋
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５８号
三重県四日市市笹川９丁目７番地１　公団22―103、前住所三重県亀山市井田川町４番地
破産者　國分　房子
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第８号
三重県鈴鹿市山本町1110番地
破産者　ＫＡＷＡＳＯＫＥＮ株式会社
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第９号
三重県鈴鹿市庄野羽山２丁目４―10　ポローニアＡ202、住民票上の住所三重県鈴鹿市山本町1110番地
破産者　川中　隆宏
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第９９２号
札幌市中央区北６条西19丁目23番地８
破産者　シュガー自動車販売株式会社
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４１号
札幌市中央区南８条西16丁目３番８号
破産者　有限会社リアルマスター
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１３７号
さいたま市大宮区上小町560番地
破産者　石淵商事有限会社
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５７２号
千葉県野田市上花輪新町26番地の１　メゾンエスポワール102号室
破産者　間中　　清
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５７７号
千葉県柏市豊四季150番地43
破産者　株式会社ムーラン
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５４号
千葉県柏市酒井根５丁目16番10号
破産者　三上　秀樹
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第８８３０号
東京都大田区羽田４丁目14番１号
破産者　医療法人社団赤仁会
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２７５号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町５丁目18番18号
破産者　イーステック株式会社
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０５１７号
茨城県土浦市木田余東台４丁目３番９号
破産者　有限会社イノベーションコア
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０５１９号
茨城県土浦市木田余東台４丁目３―９
破産者　井坂　圭一
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部